

## 第一章 火薬類に関する事業

### 第8 火薬類の廃棄

- 1 火薬類を廃棄しようとする者は、廃棄地を管轄する知事の許可を受けなければならない。(法第27条)

【許可の基準】法第27条第2項、規則第66条

【様式第三十：施行規則】火薬類廃棄許可申請書